

(2) 高度経済成長と社会保障制度拡大の時期（昭和 28 年～昭和 47 年）

日本は昭和 30 年頃より大型景気（神武景気及び岩戸景気）を迎え、昭和 31 年度の経済白書では「もはや戦後ではない」と宣言され、昭和 36 年には所得倍増計画が閣議決定されました。その高度経済成長等を背景として、昭和 36 年には国民皆保険・年金が実現し、また、昭和 38 年には老人福祉法、昭和 39 年の母子福祉法の制定によって、戦後約 20 年間かかって「福祉 6 法」体制（①生活保護法、②児童福祉法、③身体障害者福祉法、④精神薄弱者福祉法（知的障害者福祉法）、⑤老人福祉法、⑥母子福祉法（母子及び寡婦福祉法）が制定された時期です。

昭和 45 年には高齢化率が 7% を超え、日本は高齢化社会に突入し、同年には社会福祉施設緊急整備 5 か年計画が策定され、特別養護老人ホームを中心とした施設整備が急激に進みました。

その一方で、急激な高度経済成長は、都市化や核家族化の進展、共稼ぎ世帯の増加等、産業構造や国民の生活、家族の形態をも大きく変化させ、公害という大きな社会問題をもおこした時期でもありました。

●昭和 30 年：①世帯更正資金貸付制度創設

【世相】①森永ヒ素ミルク事件／②紫雲丸沈没事故／★別れの一本杉

●昭和 33 年：①国民健康保険法制定（国民皆保険）

【世相】①売春防止法実施／②東京タワー完成／③1万円札発行／★おーい中村君

●昭和 34 年：①国民年金法制定（国民皆年金）

【世相】①皇太子殿下御成婚／②伊勢湾台風大被害／③日本レコード大賞制定／★黒い花びら

●昭和 35 年：①精神薄弱者福祉法制定（平成 11 年「知的障害者福祉法」に名称変更）

【世相】①所得倍増計画／②日米安保闘争／★誰よりも君を愛す

●昭和 36 年：①国民皆保険及び皆年金の実現／②児童扶養手当法制定

【世相】①ガガーリン人類初の宇宙飛行／②レジャーブーム／★君恋し

●昭和 38 年：①老人福祉法制定

【世相】①ケネディー大統領暗殺／②スキヤキ・ソング全米 1 位／★こんにちは赤ちゃん

●昭和 39 年：①母子福祉法制定

【世相】①東京オリンピック／②東海道新幹線開通／★愛と死をみつめて

●昭和 40 年：①母子保健法制定／②厚生年金法改正（1万円年金）

【世相】①米、北ベトナム爆撃開始／②エレキギターブーム／③日航ジャルパック開始／★柔

●昭和 41 年：①国民健康保険法改正（7割給付実現）

【世相】①ビートルズ来日／②百円札廃止／③3C新三種の神器に★霧氷

●昭和 42 年：①公害対策基本法制定

【世相】①ヨーロッパ共同体（EU）発足／②深夜放送ブーム／★ブルーシャトル

●昭和 44 年：①老人家庭奉仕員派遣事業創設／②厚生年金法改正（2万円年金）

【世相】①アポロ 11 号月面着陸／②フォークソング大ブーム／★いいじゃないの幸せならば

●昭和 45 年：①社会福祉施設緊急整備 5 か年計画策定

【世相】①高齢化率 7%を超える／②日本万博開催／③よど号ハイジャック／★今日でお別れ

●昭和 46 年：①児童手当法制定

【世相】①大久保清連続女性殺人事件／②ポーリング大ブーム／★また逢う日まで

(3) 福祉見直し論と日本型福祉社会構想の時期（昭和48年～昭和59年）

社会は「日本列島改造論」に沸き、一方で経済成長優先から福祉優先へ国民の関心も転換され、70歳以上の医療費無料化等、社会保障費が飛躍的に増大した昭和48年は「福祉元年」と宣言されました。しかし、その年の秋にはオイルショックが訪れ、あまりにも突然に高度経済成長は終焉を迎え、経済的問題と目前に迫る高齢社会の到来（平成6年に高齢化率14%を越す）も含め、厳しい「福祉見直し論」が論じられ、新経済7か年計画の中で、「新しい日本型福祉社会の創造」の構想が決められました。日本は欧米型の福祉国家の道ではなく、家族が介護を中心的に担う道、そして地域相互扶助や、民間活動力と市場システム重視の道を選びました。

昭和56年から第二次臨時行政調査会が開始され、老人医療費や福祉施設利用料の一部負担化、そして老人保健法の制定等、激動と「日本の歩むべき道の選択」の時期だったといえます。

●昭和48年：①老人医療費無料化／②年金制度改正（5万円年金）

【世相】①福祉元年宣言／②オイルショック／③福祉見直し論／④金大中誘拐事件／★夜空

●昭和50年：①国際婦人年

【世相】①沖縄海洋博覧会開催／②山陽新幹線開通／★シクラメンのかほり

●昭和53年：①デイサービス及びショートステイ事業の実施

【世相】①成田空港開港／②日中平和条約締結／③サラ金地獄続出／★UFO

●昭和54年：①国際児童年／②新経済7か年計画策定（「新しい日本型福祉社会の創造」構想）

【世相】①サッチャー首相誕生／②インベーダーゲーム大流行／★魅せられて

●昭和56年：①国際障害者年／②児童福祉法改正（延長・夜間保育の実施）

【世相】①中国残留孤児初来日／②校内暴力深刻化／★ルビーの指輪

●昭和57年：①老人保健法制定

【世相】①ホテルニュージャパン火災／②逆噴射墜落事故／③東北・上越新幹線開通／★北酒場

●昭和58年：①社会福祉事業法一部改正（市町村社協の法制化等）

【世相】①東京ディズニーランドオープン／②おしんブーム／★矢切の渡し

●昭和59年：①社会福祉・医療事業団法制定

【世相】①グリコ・森永脅迫事件／②ロス疑惑騒動／★長良川艶歌

(4) 高齢者の介護サービス体制整備の時期（昭和 60 年～平成 5 年）

昭和 60 年代に入ると電電公社、専売公社の民営化、国鉄の分割・民営化という大きな構造改革が進んだ時期でした。

昭和 62 年には社会福祉士及び介護福祉法が制定され、また老人保健法の改正によって老人保健施設も創設されました。平成元年になると、消費税の導入に伴いゴールドプランが策定され、10 年間の具体的な達成目標の設定と、施設入所から在宅福祉中心主義への明確な転換が行われ、翌年には老人福祉法等 8 法が改正され、戦後の社会福祉における歴史的な大改革が行われました。また、在宅介護支援センターや老人訪問看護制度の創設や、訪問介護等の在宅 3 本柱の推進によって、市町村を中心とした在宅サービスが飛躍的に拡充した時期でした。

●昭和 60 年：①国民年金法改正（基礎年金制度）

【世相】①日航ジャンボ機御巣鷹山墜落／②電電・専売公社民営化／③豊田商事事件／★男船

●昭和 61 年：①長寿社会対策要綱策定／②老人保健法改正（老人保健施設創設等）

【世相】①国鉄分割・民営化／②東京地価高騰／③ハレー彗星大接近／★熱き心に

●昭和 62 年：①社会福祉士及び介護福祉士法制定／②精神保健法制定（精神衛生法改正）

【世相】①大韓航空機爆破事件／②石原裕次郎死去／★命くれない

●昭和 63 年：①国民健康保険法改正（財政基盤安定化等）

【世相】①瀬戸大橋開通／②青函トンネル開通／③東京ドームオープン／★酒よ

●平成元年：①高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（ゴールドプラン）策定

【世相】①天皇崩御／②消費税導入／③ベルリンの壁崩壊／★川の流れのように

●平成 2 年：①老人福祉法等 8 法改正（在宅介護支援センター創設等）

【世相】①バブル経済崩壊／②大相撲若貴フィーバー／★おどるポンポコリン

●平成 3 年：①老人保健法改正（老人訪問看護制度創設等）

【世相】①湾岸戦争／②ソ連邦消滅／③長崎雲仙普賢岳噴火／★愛は勝つ

●平成 4 年：①高齢者ケアガイドラインの開発と検証／②福祉人材確保法制定

【世相】①新幹線のぞみ開通／②バルセロナ五輪で有森裕子銀メダル／★君がいるだけで

●平成 5 年：①福祉用具法制定／②地域保健法制定／③特養・老健施設サービス評価事業開始

【世相】①皇太子殿下御成婚／②北海道南西沖地震／③Jリーグ開幕／★無言坂

(5) 社会保障制度改革と介護保険制度創設の時期（平成6年～平成13年）

平成6年には、厚生省に高齢者介護対策本部が設置され、「高齢者介護自立支援システム研修会」の創設等、「新たな高齢者介護の仕組み」の実現化が急ピッチに進められました。平成4年から開発とその有効性が検証されていた高齢者ケアガイドラインは、平成6年に「高齢者ケアプラン策定指針」として出版され、高齢者の医療・保健・福祉現場は「ケアプラン一色」に染まった時期でした。平成7年になると老人保健福祉審議会が設置され、介護保険制度の成立がさらに具体化して行き、白熱した論議ののち平成9年12月に介護保険法が成立しました。

介護保険制度は、国民の最重要課題である高齢社会への対応としての社会保障（保険）制度に限らず、社会全体の大きな構造改革の流れの中にある「一つの柱」あるいは「大きな変化の序章」とも考えられますので、社会全体をとらえる広い視野と長期的展望において捉えるべきです。例えば、平成12年の社会福祉事業法等の改正は、介護保険制度の円滑な実施等を目的とした戦後の最大の改革となる「社会福祉基礎構造改革」であり、この流れは行政改革等とも連動しながら加速度的に進むと思われます。

- 平成6年：①地域保健法制定／②高齢者介護対策本部設置／③21世紀福祉ビジョン策定／④高齢者ケアプラン策定指針出版／⑤高齢者介護自立支援システム研究会創設／⑥新ゴールドプラン策定／⑦エンゼルプラン策定

【世相】①高齢化率が14%を超える／②関西空港開港／③松本市サリン事件／★夜桜お七

- 平成7年：①老人保健福祉審議会設置／②障害者プラン策定

【世相】①阪神・淡路大震災／②地下鉄サリン事件／★OVERNIGHT SENSATION

- 平成8年：①らい予防法廃止／②ケアサービス体制整備支援事業開始

【世相】①薬害エイズ問題／②0-157集団食中毒／③住専処理法成立／★Don't wanna cry

- 平成9年：①介護保険法制定／②特定非営利活動促進法（NPO法）制定

【世相】①消費税5%に／②神戸小6惨殺事件／③山一証券倒産／★硝子の少年

- 平成10年：①介護支援専門員標準テキスト出版／②介護支援専門員実務研修受講試験開始

【世相】①長野オリンピック／②和歌山カレー砒素混入事件／★長い間

- 平成11年：①給付管理業務提示／②課題分析及び標準様式提示／③要介護認定開始

【世相】①東海村核燃料工場で臨界事故／②商工ローン取り立て事件／★LOVE マシーン

- 平成12年：①介護保険法施行／②社会福祉事業法等改正／③ゴールドプラン21策定

【世相】①バス乗っ取り事件／②雪印乳業食中毒事件／③三宅島噴火／④皇太后逝去／★孫

(6) 介護保険制度施行直前及び施行当初の状況

介護保険法が制定されると、制度の根幹である要介護（支援）認定が適切に行なわれるために認定調査と一次判定ソフト、主治医意見書、介護認定審査会の具体的な仕組みの整備が急速に進められました。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保と養成、そして給付管理や介護報酬請求業務関係の仕組みも慌しく決まって行きました。

一方、制度施行直前に以下のような様々な制度の変更や様々な課題（制度の未熟さ）により、都道府県や市区町村（保険者）、介護支援専門員等は混乱、困惑した状況でした。

実際、制度が施行すると、介護支援専門員の業務は、保健・医療・福祉等の専門職としての業務よりも、要介護認定調査や介護サービス計画及びサービス利用票の作成とサービス提供票の交付、給付管理票の作成等の事務作業の煩雑さに追われる日々が続きました。

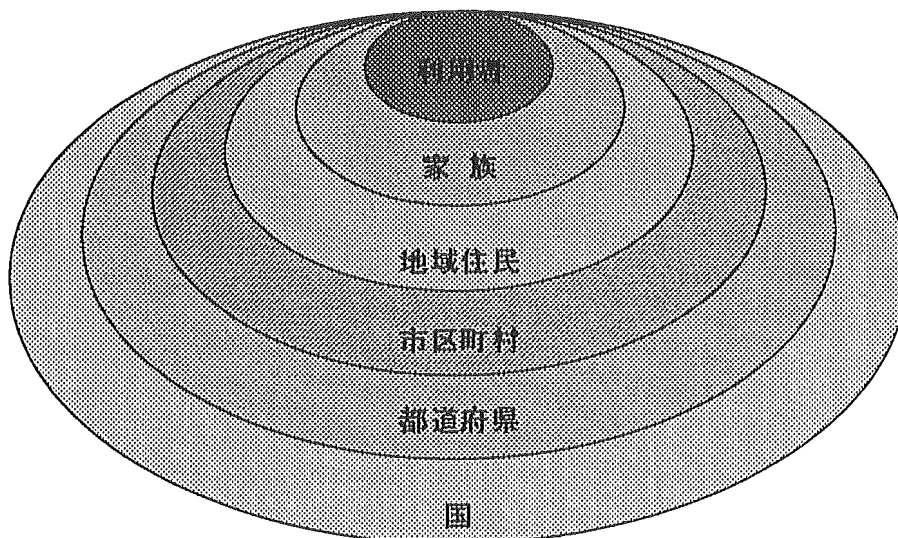
- ①介護保険法施行直前まで続いた制度の不明確さ
- ②サービス利用票の作成等の給付管理及び請求業務等の事務作業の煩雑さと理解の難しさ
- ③法施行直前の訪問介護の複合型の追加
- ④法施行直前の短期入所の拡大や振替措置の追加
- ⑤第1号被保険者の保険料徴収の先送り
- ⑥次々と提示される通知等の理解や、利用者への説明の難しさ

【研修資料③】 社会資源としての介護保険制度

(1) 介護保険サービスの利用者数等

	人数（概算）	高齢者人口比
第2号被保険者 (40歳～65歳未満)	4,300 万人	187 %
第1号被保険者 (65歳以上)	2,300 万人	100 %
要支援・要介護者	280 万人	12 %
居宅サービス利用者	160 万人	7 %
施設サービス利用者	70 万人	3 %

(2) 自助・相互扶助と生活支援ネットワーク



【研修資料④】 サービスコードを特定する上での確認事項

サービス種類	区 分	サービスコード・介護給付費の額を特定する上での確認事項
①訪問介護	サービス種類	身体介護、家事援助、複合型、身体家事、複合家事の別
	時間単位	計画滞在時間
	時間帯	早朝、夜間、深夜の該当の有無
	サービス担当者の資格等	3級課程終了者該当の有無
	加算に関連する付加的なサービス	2人派遣の有無
	事業所等の所在地	特別地域加算の有無
	基準該当事業者の適用単価	指定事業者、基準該当事業者の区分
②訪問入浴介護	サービス種類	全身入浴又は清拭もしくは部分入浴の別
	サービス担当者の資格等	介護職員3人による場合の該当の有無
	事業所等の所在地	特別地域加算の有無
	基準該当事業者の適用単価	指定事業者、基準該当の区分
③訪問看護	時間単位	計画滞在時間
	時間帯	早朝、夜間、深夜の該当の有無
	事業の種類	訪問看護ステーション・病院診療所の区分
	サービス担当者の資格等	准看護婦(士)の該当の有無、理学療法士・作業療法士の該当の有無
	加算に関連する付加的なサービス	24時間連絡体制の有無
	事業所等の所在地	特別地域加算の有無
	その他	特別管理加算の有無、ターミナルケア加算の有無、緊急時訪問看護の有無
④訪問リハビリテーション		
⑤通所介護	時間単位	計画滞在時間
	事業所の種類	単独型・併設型・痴呆専用単独型・痴呆専用併設型の区分
	事業所の体制、設備等	機能訓練体制の有無
	加算に関連する付加的なサービス	入浴の有無と内容、送迎の有無、食事提供の有無
	基準該当事業者の適用単価	指定事業者、基準該当事業者の区分
⑥通所リハビリテーション	時間単位	計画滞在時間
	事業所の種類	通常規模の医療機関・小規模診療所・介護老人保健施設の区分
	加算に関連する付加的なサービス	入浴の有無と内容(一般浴、特浴)、送迎の有無、食事提供の有無
	その他	老健OT、PT訪問の有無
⑦福祉用具貸与	事業所等の所在地	特別地域加算の有無(搬入日の属する月のみ、加算対象となる。)
⑧短期入所生活介護	事業の種類	単独型・併設型の区分
	事業所の体制・設備等	職員配置の区分、機能訓練体制の有無、夜勤体制の有無
	加算に関連する付加的なサービス	送迎の有無
	基準該当事業者の適用単価	指定事業者、基準該当事業者の区分
⑨短期入所療養介護	事業の種類	介護老人保健施設・病院療養型・診療所療養型・痴呆疾患型・基準適合診療所型・介護力強化型の区分
	事業所の体制・設備等	職員配置の区分(基準適合診療所型を除く。 夜勤体制(介護老人保健施設、病院診療型・介護力強化型) リハビリ体制の有無、痴呆専用棟の有無(介護老人保健施設)
		施設基準(病院診療型・診療所療養型)
		療養環境の区分(病院診療型・診療所療養型)
		看護職員等勤務条件基準の区分(病院診療型・介護力強化型)
	加算に関連する付加的なサービス	送迎の有無
その他	緊急時施設療養費の有無(介護老人保健施設)、特定治療(介護老人保健施設)、特定診療費((介護老人保健施設、基準適合診療所型を除く)	

【研修資料⑤】 サービス種類内の単位数の範囲（最小と最大）

サービス種類	最小	最大	差	コード	サービス内容	備考
①訪問介護：身体介護 ：身体家事 ：家事援助 ：複合型介護 ：複合型家事	200	—	—	111131	身体介護 1・3級	※30分未満～
	634	—	—	111471	身体家事 4・3級	※1時間30分以降
	153	—	—	112211	家事援助 2	※30分以上1時間未満～
	264	—	—	113231	複合型介護 2・3級	※30分以上1時間未満～
	462	—	—	113471	複合型家事 4・3級	※1時間30分以降
②訪問入浴	832			121122	訪問入浴・介護職員のみ・部分浴	介護職員3名が清拭または部分浴を行う場合
		1250	418	121111	訪問入浴	看護職員1名と介護職員2名が入浴を行う場合
③訪問看護	309			132121	訪問看護 4・准看	病院または診療所の准看護婦が30分未満を行う場合
		1797	1488	131313	訪問看護 3・深夜	指定訪問看護ステーションの看護婦が深夜に1時間以上1時間30分未満を行う場合
④訪問リハビリテーション	550	—	—	141111	訪問リハビリ	1コードのみ
⑤居宅療養管理指導	500			311141	歯科衛生士等居宅療養管理指導	歯科衛生士等が行う場合
		940	440	311111	居宅療養管理指導 I	医師または歯科医師が行う場合
⑥通所介護	196			152111	併設通所介護 1 軽度・時間減	併設型で要支援に2時間以上3時間未満を行う場合
		1373	1177	153431	痴呆単独通所介護 3 重度	痴呆専用単独型で要介護3～5に6時間以上8時間未満を行う場合
⑦通所リハビリテーション	227			163111	通所リハビリ III 1 軽度・時間減	介護老人保健施設で要支援に2時間以上3時間未満を行う場合
		1070	843	162431	通所リハビリ II 3 重度	小規模診療所で要介護3～5に6時間以上8時間未満を行う場合
⑧短期入所生活介護	770			212303	併設短期生活 III 支・夜勤減	併設型（4.1：1の職員配置、夜勤減）で要支援に行う場合
		1166	396	211152	単独短期生活 I 5・機能	単独型（機能訓練体制加算あり）で要介護5に行う場合
⑨短期入所療養介護	889			235101	基準適合診療所短期支	基準適合診療所で要支援に行う場合
		1566	677	232152	病院療養型短期 I 5・夜勤 I	病院療養型病床群（看護職員6:1、介護職員3:1、夜間勤務等看護（I））で要介護5に行う場合
⑩痴呆対応型共同生活介護	809			321111	痴呆対応型共同生活介護 1	要介護 1 に行う場合
		874	65	321151	痴呆対応型共同生活介護 5	要介護 5 に行う場合
⑪特定施設入所者生活介護	238			331101	特定施設生活介護支	要支援に行う場合
		830	592	331152	特定施設生活介護 5・機能	要介護 5（機能訓練体制加算あり）に行う場合
⑫居宅介護支援	650			431111	居宅介護支援 1	要支援に行う場合
		966	316	438113	居宅介護支援 3・特地加算	要介護3～5（特別地域居宅介護支援加算あり）に行う場合
⑬介護福祉施設サービス	651			511313	福祉施設 III 1・夜勤減	介護福祉施設（介護・看護職員4.1:1）で要介護 1 に行う場合
		1122	471	512152	小福祉施設 I 5・機能	小規模介護福祉施設（介護・看護職員3:1）で要介護 5 に行う場合
⑭介護保健施設サービス	786			521215	保健施設 II 1・夜勤減	老健（看護・介護職員3.6:1）で要介護 1 に行う場合
		1168	382	521154	保健施設 I 5・リハ・痴呆	老健（看護・介護職員3:1、リハビリ体制加算あり、痴呆専門棟加算あり）で要介護 5 に行う場合
⑮介護療養施設サービス	802			533211	診療所型施設 II 1	診療所型（看護・介護職員3:1）で要介護 1 に行う場合
		1400	598	532152	療養型施設 I 5・夜勤 I	療養型（看護職員6:1、介護職員3:1）で要介護 5 に行う場合

【研修資料⑥】 条件の違いによる単位数の範囲

サービス種類	単位	コード	サービス内容	備 考
①訪問介護：身体介護 4 ：身体家事 4 ：家事援助 4 ：複合型介護 4 ：複合型家事 4	803	111411	身体介護 4	※1時間30分以上2時間未満
	667	111451	身体家事 4	※1時間30分以上2時間未満
	305	112411	家事援助 4	※1時間30分以上2時間未満
	554	113411	複合型介護 4	※1時間30分以上2時間未満
	486	113451	複合型家事 4	※1時間30分以上2時間未満
②訪問入浴	1188	121121	訪問入浴・介護職員のみ	介護職員3名が入浴を行う場合
	1250	121111	訪問入浴	看護職員1名と介護職員2名が入浴を行う場合
③訪問看護	550	132211	訪問看護 5	病院または診療所の看護婦が30分以上1時間未満を行う場合
	830	131211	訪問看護 2	指定訪問看護ステーションの看護婦が30分以上1時間未満を行う場合
④訪問リハビリテーション	550	141111	訪問リハビリ	1コードのみ
⑤居宅療養管理指導	500	311141	歯科衛生士等居宅療養管理指導	歯科衛生士等が行う場合
	530	311131	管理栄養士居宅療養管理指導	管理栄養士が行う場合
	550	311121	薬剤師居宅療養管理指導	薬剤師が行う場合
	940	311111	居宅療養管理指導 I	医師または歯科医師が行う場合
⑥通所介護	473	152321	併設通所介護 2 中度	併設型で要介護1・2に4時間以上6時間未満を行う場合
	547	151321	単独通所介護 2 中度	単独型で要介護1・2に4時間以上6時間未満を行う場合
	630	154321	痴呆併設通所介護 2 中度	痴呆専用併設型で要介護1・2に4時間以上6時間未満を行う場合
	730	153321	痴呆単独通所介護 2 中度	痴呆専用単独型で要介護1・2に4時間以上6時間未満を行う場合
⑦通所リハビリテーション	542	163321	通所リハビリ III 2 中度	介護老人保健施設で要介護1・2に4時間以上6時間未満を行う場合
	562	162321	通所リハビリ II 2 中度	小規模診療所で要介護1・2に4時間以上6時間未満を行う場合
	575	161321	通所リハビリ I 2 中度	通常規模の医療機関で要介護1・2に4時間以上6時間未満を行う場合
⑧短期入所生活介護	817	212311	併設短期生活 III 1	併設型 (4.1:1の職員配置) で要介護1に行う場合
	851	211311	単独短期生活 III 1	単独型 (4.1:1の職員配置) で要介護1に行う場合
	863	212211	併設短期生活 II 1	併設型 (3.5:1の職員配置) で要介護1に行う場合
	897	211211	単独短期生活 II 1	単独型 (3.5:1の職員配置) で要介護1に行う場合
	942	212111	併設短期生活 I 1	併設型 (3:1の職員配置) で要介護1に行う場合
	976	211111	単独短期生活 I 1	単独型 (3:1の職員配置) で要介護1に行う場合
⑨短期入所療養介護	899	235111	基準適合診療所短期 1	基準適合診療所で要介護1に行う場合
	948	233211	診療所療養型短期 II 1	診療所療養型病床群 (看護・介護職員3:1) で要介護1に行う場合
	956	221211	老健短期 II 1	介護老人保健施設型 (3.6:1の職員配置) で要介護1に行う場合
	1026	221111	老健短期 I 1	介護老人保健施設型 (3:1の職員配置) で要介護1に行う場合
	1048	233111	診療所療養型短期 I 1	診療所療養型病床群 (看護職員6:1、介護職員6:1) で要介護1に行う場合
	1114	236411	介護力強化型短期 IV 1	介護力強化型 (看護職員6:1、介護職員6:1) で要介護1に行う場合
	1145	236311	介護力強化型短期 III 1	介護力強化型 (看護職員6:1、介護職員5:1) で要介護1に行う場合
	1192	236211	介護力強化型短期 II 1	介護力強化型 (看護職員6:1、介護職員4:1) で要介護1に行う場合

	1210	234411	痴呆疾患型短期Ⅳ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員8:1）で要介護1 に行う場合
	1214	232411	病院療養短期型Ⅳ 1	病院療養型病床群（看護職員6:1、介護職員6:1）で要 介護1に行う場合
	1239	234311	痴呆疾患型短期Ⅲ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員6:1）で要介護1 に行う場合
	1245	232311	病院療養短期型Ⅲ 1	病院療養型病床群（看護職員6:1、介護職員5:1）で要 介護1に行う場合
	1259	234211	痴呆疾患型短期Ⅱ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員5:1）で要介護1 に行う場合
	1259	236111	介護力強化型短期Ⅰ 1	介護力強化型（看護職員6:1、介護職員3:1）で要介護 1に行う場合
	1289	234111	痴呆疾患型短期Ⅰ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員4:1）で要介護1 に行う場合
	1292	232211	病院療養短期型Ⅱ 1	病院療養型病床群（看護職員6:1、介護職員4:1）で要 介護1に行う場合
	1359	222111	病院療養短期型Ⅰ 1	病院療養型病床群（看護職員6:1、介護職員3:1）で要 介護1に行う場合
⑩痴呆対応型共同生活介護	809	321111	痴呆対応型共同生活介護 1	要介護1に行う場合
⑪特定施設入所者生活介護	549	331111	特定施設生活介護 1	要介護1に行う場合
	561	331112	特定施設生活介護 1・機能	要介護1（機能訓練体制加算あり）に行う場合
⑫居宅介護支援	720	431112	居宅介護支援 2	要介護1・2に行った場合
	828	438112	居宅介護支援 2・特地加算	要介護1・2（特別地域居宅介護支援加算あり）に行っ た場合
⑬介護福祉施設サービス	671	511311	福祉施設Ⅲ 1	介護福祉施設（介護・看護職員4.1:1）で要介護1に 行った場合
	717	511211	福祉施設Ⅱ 1	介護福祉施設（介護・看護職員3.5:1）で要介護1に 行った場合
	730	512311	小福祉施設Ⅲ 1	小規模介護福祉施設（介護・看護職員4.1:1）で要介護 1に行った場合
	760	512211	小福祉施設Ⅱ 1	小規模介護福祉施設（介護・看護職員3.5:1）で要介護 1に行った場合
	796	511111	福祉施設Ⅰ 1	介護福祉施設（介護・看護職員3:1）で要介護1に行っ た場合
	907	512111	小福祉施設Ⅰ 1	小規模介護福祉施設（介護・看護職員3:1）で要介護1 に行った場合
⑭介護保健施設サービス	810	521211	保健施設Ⅱ 1	老健（看護・介護職員3.6:1）で要介護1に行った場合
	880	521111	保健施設Ⅰ 1	老健（看護・介護職員3:1）で要介護1に行った場合
⑮介護療養施設サービス	802	533211	診療所型施設Ⅱ 1	診療所型（看護・介護職員3:1）で要介護1に行った場 合
	902	533111	診療所型施設Ⅰ 1	診療所型（看護職員6:1、介護職員6:1）で要介護1に 行った場合
	948	536411	強化型施設Ⅳ 1	介護力強化型（看護職員6:1、介護職員6:1）で要介護 1に行った場合
	979	536311	強化型施設Ⅲ 1	介護力強化型（看護職員6:1、介護職員5:1）で要介護 1に行った場合
	1026	536211	強化型施設Ⅱ 1	介護力強化型（看護職員6:1、介護職員4:1）で要介護 1に行った場合
	1044	534411	痴呆型施設Ⅳ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員8:1）で要介護1 に行った場合
	1048	532411	療養型施設Ⅳ 1	療養型（看護職員6:1、介護職員6:1）で要介護1に 行った場合
	1073	534311	痴呆型施設Ⅲ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員6:1）で要介護1 に行った場合
	1079	532311	療養型施設Ⅲ 1	療養型（看護職員6:1、介護職員5:1）で要介護1に 行った場合
	1093	534211	痴呆型施設Ⅱ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員5:1）で要介護1 に行った場合
	1093	536111	強化型施設Ⅰ 1	介護力強化型（看護職員6:1、介護職員3:1）で要介護 1に行った場合
	1123	534111	痴呆型施設Ⅰ 1	痴呆疾患型（看護職員6:1、介護職員4:1）で要介護1 に行った場合
	1126	532211	療養型施設Ⅱ 1	療養型（看護職員6:1、介護職員4:1）で要介護1に 行った場合
	1193	532111	療養型施設Ⅰ 1	療養型（看護職員6:1、介護職員3:1）で要介護1に 行った場合

【研修資料⑦】 要介護度別の居宅サービス計画（週間）の例

1. 要支援の場合

(1) 標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハ			通所介護 または 通所リハ			
午後							
他	短期入所：6か月に1週 福祉用具貸与：歩行器						

訪問通所サービス区分支給限度基準額	6,150単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	7日間
-------------------	---------	-------------------	-----

(2) 訪問・通所サービス利用の組み合わせによる単位数の違い

①標準的なサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
通所介護	併設通所介護2軽度	152311	400	2	4	3,200
	通所介護食事加算	155100	39	2	4	312
	通所介護送迎加算	155200	44	4	4	704
	通所介護入浴介護加算	155301	39	2	4	312
			(合計)	10		4,528

②単位数の低いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
通所介護	併設通所介護2軽度	152311	400	2	4	3,200
	通所介護食事加算	155100	39	2	4	312
	通所介護送迎加算	155200	44	4	4	704
	通所介護入浴介護加算	155301	39	2	4	312
			(合計)	10		4,528

③単位数の高いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
通所介護	痴呆単独通所介護2軽度	153311	633	2	4	5,064
	通所介護食事加算	155100	39	2	4	312
	通所介護送迎加算	155200	44	4	4	704
	通所介護特別入浴介護加算	155302	60	2	4	480
			(合計)	10		6,560

(3) 想定される利用者の状態像と計画作成上のポイント

- ・社会的支援を要する状態。
- ・移動や食事、排泄等の動作に見守りが必要な部分がある。
- ・社会的交流や機能低下予防のために、週2回程度の通所サービスの利用が必要となる。

2. 要介護1の場合

(1) 標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	訪問看護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	
午後							
他	短期入所：6か月に2週 福祉用具貸与：車いす						

訪問通所サービス区分支給限度基準額	16,580単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	14日間
-------------------	----------	-------------------	------

(2) 訪問・通所サービス利用の組み合わせによる単位数の違い

① 標準的なサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護2	111211	402	3	4	4,824
訪問看護	訪問看護2	131211	830	1	4	3,320
通所介護	併設通所介護2中度	152321	473	2	4	3,784
	通所介護食事加算	155100	39	2	4	312
	通所介護送迎加算	155200	44	4	4	704
	通所介護入浴介護加算	155301	39	2	4	312
	(合計)			14		13,256

② 単位数の低いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護2・3級	111231	382	3	4	4,584
訪問看護	訪問看護5・准看	132221	495	1	4	1,980
通所介護	併設通所介護2中度	152321	473	2	4	3,784
	通所介護食事加算	155100	39	2	4	312
	通所介護送迎加算	155200	44	4	4	704
	通所介護入浴介護加算	155301	39	2	4	312
	(合計)			14		11,676

③ 単位数の高いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護2	111211	402	3	4	4,824
訪問看護	訪問看護2	131211	830	1	4	3,320
通所介護	痴呆単独通所介護2中度	153321	730	2	4	5,840
	通所介護食事加算	155100	39	2	4	312
	通所介護送迎加算	155200	44	4	4	704
	通所介護特別入浴介護加算	155302	60	2	4	480
	(合計)			14		15,480

(3) 想定される利用者の状態像と計画作成上のポイント

- ・部分的な介護を要する状態。
- ・移動や食事、排泄等の動作に見守りや介助が必要な部分があるか、問題行動や理解の低下がややある。
- ・排泄や食事等は自力であるが、基本的は毎日、1回のみサービスの提供が必要となる。
- ・車両による移動も十分に可能であり、週2回程度の通所サービスの利用も必要となる。

3. 要介護2の場合

(1) 標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問看護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	
午後				訪問介護			
他	短期入所：6か月に3週 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス						

訪問通所サービス区分支給限度基準額	19,480単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	14日間
-------------------	----------	-------------------	------

(2) 訪問・通所サービス利用の組み合わせによる単位数の違い

①標準的なサービス内容を組み合わせせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護2	111211	402	3	4	4,824
訪問看護	訪問看護2	131211	830	1	4	3,320
通所介護	併設通所介護2中度	152321	473	3	4	5,676
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056
	通所介護入浴介護加算	155301	39	3	4	468
(合計)			19			15,812

②単位数の低いサービス内容を組み合わせせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護2・3級	111231	382	3	4	4,584
訪問看護	訪問看護5・准看	132221	495	1	4	1,980
通所介護	併設通所介護2中度	152321	473	3	4	5,676
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056
	通所介護入浴介護加算	155301	39	3	4	468
(合計)			19			14,232

③単位数の高いサービス内容を組み合わせせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護2	111211	402	3	4	4,824
訪問看護	訪問看護2	131211	830	1	4	3,320
通所介護	痴呆単独通所介護2中度	153321	730	3	4	8,760
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056
	通所介護特別入浴介護加算	155302	60	3	4	720
(合計)			19			19,148

(3) 想定される利用者の状態像と計画作成上のポイント

- ・軽度の介護を要する状態。
- ・移動や食事、排泄等の動作に見守りや介助が必要な部分があるか、問題行動や理解の低下がややある。
- ・排泄や食事等、見守りや介助が必要であるが、基本的には毎日、1回のみサービス提供が必要となる。
- ・車両による移動も十分に可能であり、週3回程度の通所サービスの利用も必要となる。

4. 要介護3の場合

(1) 標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問看護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
他	短期入所：6か月に3週 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス						

訪問通所サービス区分支給限度基準額	26,750単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	21日間
-------------------	----------	-------------------	------

(2) 訪問・通所サービス利用の組み合わせによる単位数の違い

① 標準的なサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1	111111	210	7	4	5,880
	身体介護2	111211	402	2	4	3,216
訪問看護	訪問看護2	131211	830	1	4	3,320
通所介護	併設通所介護2重度	152331	660	3	4	7,920
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056
	通所介護入浴介護加算	155301	39	3	4	468
	(合計)			25		22,328

② 単位数の低いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1・3級	111131	200	7	4	5,600
	身体介護2・3級	111231	382	2	4	3,056
訪問看護	訪問看護5・准看	132221	495	1	4	1,980
通所介護	併設通所介護2重度	152331	660	3	4	7,920
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056
	通所介護入浴介護加算	155301	39	3	4	468
	(合計)			25		20,548

③ 単位数の高いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1・夜朝	111112	263	7	4	7,364
	身体介護2	111211	402	2	4	3,216
訪問看護	訪問看護2	131211	830	1	4	3,320
通所介護	痴呆単独通所介護2重度	153331	981	3	4	11,772
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056
	通所介護特別入浴介護加算	155302	60	3	4	720
	(合計)			25		27,916

(3) 想定される利用者の状態像と計画作成上のポイント

- ・ 中等度の介護を要する状態。
- ・ 移動や食事、排泄等の動作ができない部分があるか、いくつかの問題行動や全般的な理解の低下がある。
- ・ 排泄等の介助が必要であるが、食事の自力摂取の可能性はある。基本的は毎日、朝夕のサービス提供が必要となる。
- ・ 寝返りができない場合は、褥瘡予防のために頻回の訪問介護（巡回型）も必要となる。
- ・ 車両による移動も十分に可能であり、週3回程度の通所サービスの利用も必要となる。

5. 要介護4の場合

(1) 標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日	
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	訪問介護	
午後		訪問看護		訪問看護				
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)		訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
他	短期入所：6か月に3週 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス、エアーマット							

訪問通所サービス区分支給限度基準額	30,600単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	21日間
-------------------	----------	-------------------	------

(2) 訪問・通所サービス利用の組み合わせによる単位数の違い

① 標準的なサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1	111111	210	7	4	5,880
	身体介護2	111211	402	6	4	9,648
訪問看護	訪問看護2	131211	830	2	4	6,640
通所介護	併設通所介護2重度	152331	660	1	4	2,640
	通所介護食事加算	155100	39	1	4	156
	通所介護送迎加算	155200	44	2	4	352
	通所介護入浴介護加算	155301	39	1	4	156
	(合計)		20			25,472

② 単位数の低いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1・3級	111131	200	7	4	5,600
	身体介護2・3級	111231	382	6	4	9,168
訪問看護	訪問看護5・准看	132221	495	2	4	3,960
通所介護	併設通所介護2重度	152331	660	1	4	2,640
	通所介護食事加算	155100	39	1	4	156
	通所介護送迎加算	155200	44	2	4	352
	通所介護入浴介護加算	155301	39	1	4	156
	(合計)		20			22,032

③ 単位数の高いサービス内容を組み合わせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1・夜朝	111112	263	7	4	7,364
	身体介護2	111211	402	6	4	9,648
訪問看護	訪問看護2	131211	830	2	4	6,640
通所介護	痴呆単独通所介護2重度	153331	981	1	4	3,924
	通所介護食事加算	155100	39	1	4	156
	通所介護送迎加算	155200	44	2	4	352
	通所介護特別入浴介護加算	155302	60	1	4	240
	(合計)		20			28,324

(3) 想定される利用者の状態像と計画作成上のポイント

- ・ 重度の介護を要する状態。
- ・ 移動や食事、排泄等の動作がほとんどできない状態か、多くの問題行動や全般的な理解の低下がある。
- ・ 排泄等の介助が必要であるが、食事の自力摂取の可能性がある。基本的には毎日、朝夕のサービス提供が必要となる。
- ・ 寝返りができない場合は、褥瘡予防のために頻回の訪問介護（巡回型）も必要となる。
- ・ 車両による移動も可能で、週に1回程度の通所サービスの利用も必要となる。

6. 要介護5の場合

(1) 標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問看護				訪問看護		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	
			訪問リハ				
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
他	短期入所：6か月に6週 福祉用具貸与：特殊寝台、マットレス、エアーマット						

訪問通所サービス区分支給限度基準額	35,830単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	42日間
-------------------	----------	-------------------	------

(2) 訪問・通所サービス利用の組み合わせによる単位数の違い

① 標準的なサービス内容を組み合わせさせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1	111111	210	14	4	11,760
	身体介護2	111211	402	6	4	9,648
訪問看護	訪問看護2	131211	830	2	4	6,640
訪問リハビリテーション	訪問リハビリ	141111	550	1	4	2,200
	(合計)			23		30,248

② 単位数の低いサービス内容を組み合わせさせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1・3級	111131	200	14	4	11,200
	身体介護2・3級	111231	382	6	4	9,168
訪問看護	訪問看護5・准看	132221	495	2	4	3,960
訪問リハビリテーション	訪問リハビリ	141111	550	1	4	2,200
	(合計)			23		26,528

③ 単位数の高いサービス内容を組み合わせさせた場合

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計
訪問介護	身体介護1・夜朝	111112	263	7	4	7,364
	身体介護1・深夜	111113	315	7	4	8,820
	身体介護2	111211	402	6	4	9,648
訪問看護	訪問看護2	131211	830	2	4	6,640
訪問リハビリテーション	訪問リハビリ	141111	550	1	4	2,200
	(合計)			23		34,672

(3) 想定される利用者の状態像と計画作成上のポイント

- ・最重度の介護を要する状態。
- ・移動や食事、排泄等の動作がほとんどできない状態か、多くの問題行動や全般的な理解の低下がある。
- ・食事摂取や排泄が全介助であるため、基本的には毎日、日に3回以上のサービス提供が必要となる。
- ・寝返りができない場合は、褥瘡予防のために頻回の訪問介護（巡回型）も必要となる。
- ・重度の痴呆状態の場合は、長時間の提供時間となる通所サービスを中心とする可能性が高い。
- ・福祉用具は、褥瘡予防のベッド関連用具が必要となる。

7. 要介護2で標準的なスケジュールと訪問介護を中心とした場合の比較

(1) 標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護	訪問介護 (身体介護)	通所介護	訪問介護 (身体介護)	通所介護	訪問介護 (身体介護)	
午後				訪問介護 (身体介護)			
他	短期入所：6か月に3週 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス						

訪問通所サービス区分支給限度基準額	19,480単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	14日間
-------------------	----------	-------------------	------

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計	時間数(分)
訪問介護	身体介護2	111211	402	3	4	4,824	720
訪問看護	訪問看護2	131211	830	1	4	3,320	240
通所介護	併設通所介護2中度	152321	473	3	4	5,676	4,320
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468	
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056	720
	通所介護入浴介護加算	155301	39	3	4	468	
	(合計)			19		15,812	6,000

(2) 訪問介護を中心とした週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	
	通所介護	訪問介護 (家事援助)	通所介護	訪問介護 (家事援助)	通所介護	訪問介護 (家事援助)	
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	
他	短期入所：6か月に3週 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス						

訪問通所サービス区分支給限度基準額	19,480単位	短期入所サービス区分支給限度基準額	14日間
-------------------	----------	-------------------	------

サービス種類	サービス内容	コード	単位数	回数	週数	単位数合計	時間数(分)
訪問介護	身体介護1	111111	210	12	4	10,080	1,440
	家事援助2	112211	153	3	4	1,836	720
通所介護	併設通所介護2中度	152321	473	3	4	5,676	4,320
	通所介護食事加算	155100	39	3	4	468	
	通所介護送迎加算	155200	44	6	4	1,056	720
	通所介護入浴介護加算	155301	39	2	4	312	
	(合計)			29		19,428	7,200

【研修資料⑧】利用者等からのクレームの例

区 分		クレームの例
費用	費用	費用が高い
		他より高い
		費用の体系が納得（理解）できない
スケジュール	日時／頻度	自分の都合に日程が合わない
		融通がきかない
		土日や祝日の利用ができない
		早朝や深夜の利用ができない
		もっと回数を増（減）やしてもらいたい
		もっと時間を増（減）やしてもらいたい
		送迎（車に乗っている）時間が長い
サービスの内容等	計画・制度	何をしてくれるのか（計画）が分からない
		してもらいたいことと違う
		アフターケアが悪い
		余計なことはしてもらいたくない
	仕組み	利用ができないことに納得できない
		調査が面倒くさい
		プライバシーのことはあまり話したくない
		手続きが面倒くさい
		緊急に対応してくれない
		申し込みから提供までの期間が長い
	人／対応	担当者の対応が悪い
		親切に話してくれない／冷たい／事務的
		言葉づかいが悪い
		態度が悪い
		知識が無い／技術が無い
		有資格者が少ない
		男性は嫌だ／女性は嫌だ
		若い人は嫌だ／年配は嫌だ
		利用者に嫌な人がいる
		連絡がとれていない
		人によって対応・やり方が違う
	場所／地域	家から遠い／近い
		交通の便が悪い
		周りに何も無い
		場所的に騒がしい
	建物／設備	古い／汚い
		不潔・衛生管理が悪い
		使いにくい
		暑い／寒い
		暗い
		利用できる設備が少ない
	食事等	食事が美味しくない
		食事が足りない
	効果／達成感	効果がない
		何のために利用するのか分からない
	医療面	診察・治療・検査ができない
		リハビリテーションができない

【研修資料⑨】 介護サービス計画書の記載内容の構造

①目的 (現状の問題点) (ニーズ) (原因) (理由)	ベッド上で動きがあり～ 転倒の危険性があるため～ じょくそうがあり～ 残存能力を活用するため～
②頻度 (回数) (期間)	2時間ごとに 5月末までに
③量	200ccを
④条件、判断	足の浮腫がある場合は～
⑤重要性	必ず～する 明確に～行う
⑥使用する場所	浴室で～
⑦使用する用具	ビーズパッドを
⑧担当者 (人数) (職種)	～さんが 2人で 看護婦が
⑨手順、順番	先ず～をして、その後～
⑩スピード等	ゆっくりと
⑪ケアの種類 (ケアの内容や詳細)	体位変換 ゴミ捨て
⑫実行の有無 禁忌、制限事項	～しない ～する
⑬ケア以外の「思い」等	注意する
⑭サービスの種類	訪問介護
⑮サービス事業所	A園デイサービスセンター